平成30年度実施施策に係る事前分析表

平　成　３０年　１２月

金　　　　融　　　　庁

目　　　　次

基本政策Ⅰ　金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１　マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

施策Ⅰ－２　健全な金融システムの確保のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

施策Ⅰ－３　金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・５

基本政策Ⅱ　利用者の保護と利用者利便の向上

施策Ⅱ－１　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・７

施策Ⅱ－２　利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・10

基本政策Ⅲ　市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－１　金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・14

施策Ⅲ－２　企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・17

施策Ⅲ－３　市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備・・・・・・・・・・20

（横断的施策）

１　IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

２　業務継続体制の確立と災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

３　その他の横断的施策・・28

（金融庁の行政運営・組織の改革）

１　金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

２　検査・監督の見直し・・・33

３　金融行政を担う人材育成等・・・34

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ｉ－1）

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	担当部局名	総合政策局 　プルーデンス部門（プルーデンス企画室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、地域銀行分析室、地域銀行モニタリング室、地域金融監理官G、総務G、検査監理官G、内部監査・経営管理等チーム） 監督局 　総務課監督調査室、総務課、総務課健全性基準室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 　証券検査課
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。	目標設定の考え方・根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・金融検査・監督基本方針（平成30年６月29日） ・証券モニタリング基本方針 ・「日本再興戦略」改定2016（28年６月２日閣議決定） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年９月６日） ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（20 年11 月15 日） ・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～（30年９月26日）
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	政策評価実施予定時期	平成31年６月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要]実践と方針に基づくマクロプルーデンスの取組	金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析	30年度	金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析することが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。
2	[主要]実践と方針に基づく金融モニタリングの実施	実践と方針に基づく金融モニタリングの実施	30年度	モニタリング担当部局（総合政策局リスク分析総括課、監督局等）が密に連携し、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施していくことが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。

3	[主要]金融機関のリスク管理の高度化	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	30年度	金融機関の健全性を確保するためには、金融システムの潜在的リスクの分析や金融機関の株式・金利リスクの管理体制等の検証等を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を図ることが重要であることから、指標を設定した。
4	[主要]各業態の健全性指標	29年度 各業態の 比率の水準維持	30年度	当該指標は金融機関の健全性を示すものである。30年度も今年度の水準を維持すれば、健全性が確保されていると言うことができるため、指標を設定した。
5	既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施	30年度	金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す必要があるため、指標を設定した。
6	グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、グループ全体としての機動的なリスク管理・経営管理の高度化に向けたモニタリングを実施	30年度	グローバルなシステム上重要な銀行等に対し、マクロプルーデンスの取り組みを踏まえ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。
7	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施	30年度	国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面や金融仲介機能を十分に発揮する観点から適切な戦略となっているのか、また、外部環境の変化に対して機動的に対応可能な経営管理・リスク管理が行われているか等との観点から、リスク管理及びリスクテイク戦略の高度化を促すため、指標を設定した。
8	大手証券会社グループに対する適切な監督	ヒアリング等を通じ、経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組みについてモニタリングを実施	30年度	大手証券会社グループについては、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況に加え、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築を促すことが重要であるため、指標を設定した。
9	大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証	30年度	グループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額） 27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	当初予算額 30年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
(1) 金融機関等検査経費	210 （104）	243 （93）	215	172	2	銀行法その他法令に基づき、金融機関の財務の健全性や適切な業務運営等を確保するために実施する検査に必要な経費。	－
(2) 金融検査に関する広報経費	1 （－）	1 （－）	1	1	2	金融検査手法の向上や、金融検査に関する情報を周知・広報（パンフレット作成、翻訳等）するために使用する経費。	0001
(3) モニタリング支援情報整備・活用経費	6 （6）	38 （14）	55	79	2	ミクロ／マクロ・プルーデンスの両立といった観点を含め、実効性あるモニタリングを実現するために金融機関等から徴求すべきデータの検討や当局の体制の見直しを行うための経費。	0001
(4) リスク計測参照モデル関係経費	23 （23）	22 （17）	22	17	2	検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。	0001
(5) デジタルフォレンジック関連システム経費	5 （4）	5 （5）	5	5	2	検査において、電子データで作成された資料を検証する際に活用するデジタルフォレンジック機器等の保守・運用関係経費。	0001
(6) 検査等一般事務費【再掲（施策Ⅲ－1）】	－	－	－	－	2	金融商品取引業者などに対する証券検査を行うためのもの。	－
(7) 自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費	5 （3）	5 （3）	4	4	5	自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の採用を承認した金融機関及び承認を希望する金融機関からの報告内容の分析・検証等に必要な経費。	0001
施策の予算額・執行額	250 （140）	314 （132）	281	278	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	「日本再興戦略」改訂2016（平成28 年6月2 日閣議決定）、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成20 年11 月15 日）、G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（平成25 年9月6日）	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ⅰ－2）

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課 総合政策局 リスク分析総括課リスク管理検査室、リスク分析総括課
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。	目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針　等
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	政策評価実施予定時期	平成31年6月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1　［主要］ 国際合意を踏まえた国内制度の整備	関連告示等の整備、IAIS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の進展を視野に入れた対応の検討	30年度	金融機関の健全性を確保するため、国際合意を踏まえ、継続的に関連告示等の整備を行うことが必要であることから、指標を設定した。 また、保険会社については、ICSVersion2.0の市中協議文書の公表等、国際的な検討の進展があり、今後、対応の検討を更に本格化させる必要があるため、目標を設定した。
2　［主要］ 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	金融システムの混乱の回避	30年度	金融システムの安定性を確保するためには、必要な措置等を実施し、金融危機を未然に防止することが重要であるため、指標を設定した。
3　名寄せデータの精度	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証	30年度	預金保険機構等との連携による名寄せデータの整備状況を検証することが、預金取扱金融機関の名寄せデータの精度の維持・向上につながることから、指標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
	27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1)　金融危機管理経費	42 (－)	10 (－)	10	10	2	預金保険法に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。	0002
施策の予算額・執行額	42 (－)	10 (－)	10	10	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	特になし。	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ⅰ－3）

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	担当部局名	監督局 総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、地域金融企画室 総合政策局 リスク分析総括課地域銀行分析室、リスク分析総括課地域銀行モニタリング室
施策の概要	金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。	目標設定の考え方・根拠	人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取巻く環境は大きく変化しており、融資の量的拡大競争に集中するような金融機関のビジネスモデルは限界に近づいている。 金融機関が、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するためには、持続可能なビジネスモデルを構築し、金融仲介機能を十分に発揮することが必要である。 【根拠】 変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）（30年９月26日公表）、経済財政運営と改革の基本方針2018（30年６月15日閣議決定）、新しい経済政策パッケージ（29年12月８日閣議決定）、未来への投資を実現する経済対策（28年８月２日閣議決定）、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26年12月27日閣議決定）、未来投資戦略2018（30年６月15日閣議決定）、未来投資戦略2017（29年６月９日閣議決定）、日本再興戦略2016（28年６月２日閣議決定）、日本再興戦略 改訂2015（27年６月30日閣議決定）、等
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	政策評価実施予定時期	平成31年６月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1　貸出態度判断D. I.	22	30年３月	前年同期（30年３月）の水準を維持	31年３月	中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握するため、指標を設定した。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2　［主要］質の高い金融仲介機能の発揮	金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進	30年度	金融機関における金融仲介機能の発揮にかかる取組みについて、企業側の評価を含め実態把握に努めるとともに積極的な取組みを促すため、指標を設定した。
3　「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着	「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進	30年度	「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である。本ガイドラインの積極的な活用により、経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出されることが期待されるため、指標を設定した。

4	金融機能強化法の活用の申請を受けた場合には、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対しては適切なフォローアップの実施	金融機能強化法の活用の申請を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	30年度	将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。
5	ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性確保や適切な経営とガバナンスの発揮に向けた取組みを促進	30年度	地域金融機関を取り巻く環境は低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等により年々厳しさを増していることを踏まえ、将来にわたって健全性を維持し、地域経済に対して適切な金融仲介機能を発揮することができるよう、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて具体的かつ有効な取組を促すため、指標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
		27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1)	関係機関等との連携強化に必要な経費	4 （4）	4 （3）	5 （5）	5	2	・本庁職員が直接各財務（支）局等へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等のきめ細かな実態把握のためのヒアリングを実施。 ・当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議への参加。	—
(2)	地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費	-	18	18	18	2	地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮に係る取組みについて、企業側の認識・評価について、企業に対して、広くアンケートを実施。	0003
(3)	金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費	-	-	3	3	2	融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、金融仲介のあるべき姿等について外部有識者に議論していただくため、会議を開催。	0003
(4)	円滑化法の期限到来を踏まえた中小企業等への支援に関する経費	-	-	-	-	2	金融機関による中小企業の事業再生・新規開業等に係る支援策、成長が見込まれる企業へのエクイティ資金の供給などの効果的な経営支援手法について調査研究等を実施するとともに、当該調査研究の成果を周知、情報交換を実施するための勉強会、セミナーを各地域で開催する。	—
(5)	地域金融機関による中小企業の事業承継支援等に関する調査・研究に必要な経費	18 （12）	-	-	-	2	後継者不足等により事業継続が困難となった中小企業において、その事業承継が大きな課題の1つとなっており、こうした課題等について調査研究等を実施	0003
(6)	金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費	50 （4）	15 （4）	15 （3）	15	5	金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。	0003

施策の予算額・執行額	27年度	28年度	29年度	30年度	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	
	72 （20）	37 ()	41 ()	41		・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ⅱ－1）

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	担当部局名	総合政策総務企画局 　総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 　市場課 監督局 　総務課、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課	
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みや、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み、高齢社会における金融サービスのあり方の検討などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組みを行う。	目標設定の考え方・根拠	国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組みを推進する必要がある。 【根拠】 ・金融経済教育研究会報告書（25年4月30日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年6月28日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日公表） ・消費者基本計画（27 年3月24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28年8月2日閣議決定） ・未来投資戦略2018―「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革―（30年6月15日閣議決定） ・観光ビジョン実現プログラム2018（30年6月12日観光立国推進閣僚会議決定） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）（30年7月24日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第65 号） ・高齢社会対策大綱（30年2月16日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（平成30年7月3日） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（30年9月26日）	
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。		政策評価実施予定時期	平成31年6月

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	［主要］ 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種施策の実践	30年度	金融機関における顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、取組みの「見える化」を促進することが重要であるため、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針及びKPIを策定・公表した金融事業者数を参考指標として選定した。
2	［主要］ 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況	①NISA制度関連の税制改正要望提出 ② NISA制度の周知、広報活動を拡充	30年度	NISA制度の普及促進に向けた取組みについて、施策の実施状況を直接的・定性的に評価するために、引き続き「NISA制度関連の制度改正要望提出」及び「NISA制度の周知、広報活動の拡充」を選定した。なお、平成30年1月よりつみたてNISAが導入されたことから、その利用動向の一端を示す口座開設数を参考指標として設定した。
3	［主要］ 高齢社会における金融サービスのあり方の検討状況	金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等のとりまとめ	30年度	長寿化の進む中、長生きに備えながら、自身の状況に応じた資産の形成・取崩し・承継等を図っていく必要があることから、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、顧客のライフステージ・状況に応じたきめ細やかな商品・サービスの提供の推進等について議論を行い、必要な制度的な枠組みや、顧客の状況やニーズを起点としたビジネスモデルへの転換や非金融分野との連携等、金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等をとりまとめることが重要であるため、指標を設定した。
4	利用者の利便を向上させるための取組み状況	①障がい者等の利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等） ②定期的に海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを行う ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する	30年度	金融サービス利用者の安全性・利便性がより一層図られるためには、金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていくことが重要であるため、指標を設定した。
5	［主要］ 最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施	30年度	効率的・効果的に金融経済教育を推進する観点から、最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みを測定指標として選定した。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額） 27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	当初予算額 30年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
(1)	国民の資産形成向上のための普及啓発関係経費	–	45 (0)	45	–	2	投資教育のための経費	004
(2)	金融経済教育推進のための有識者会議等運営経費	–	–	15	12	2	有識者会議の運営等経費	004
(3)	金融税制調査等経費	11 (9)	11 (8)	11	9	2	金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査、及び海外への実地調査	004
(4)	NISAに関する広報等経費	12 (8)	12 (5)	11	15	2	NISA等に係る周知･広報	004
(5)	金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	12 (9)	11 (4)	11	11	5	パンフレット等の作成･印刷･配布経費	005
(6)	金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	3 (2)	3 (1)	4	4	5	シンポジウム等の開催経費	005
(7)	金融知識普及施策奨励経費	0.2 (0.2)	0.2 (0.1)	0.2	0.2	5	金融知識普及功績者表彰に関する経費	005
(8)	金融経済教育の推進のための経費	–	5 (0)	5	5	5	教材作成のための経費	005
(9)	金融経済教育推進のための調査研究等経費	–	–	2	2	5	海外の取組み状況を調査研究するための経費	005
施策の予算額･執行額		40.2 (28.2)	89.2 (18.1)	104.2	58.2	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	･金融経済教育研究会報告書（25年４月30日公表） ･消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年６月28日閣議決定） ･金融･資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表） ･金融･資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年６月12日公表） ･消費者基本計画（27 年３月24 日閣議決定） ･未来への投資を実現する経済対策（28年８月２日閣議決定） ･未来投資戦略2017―Society 5.0 の実現に向けた改革―（29年６月９日閣議決定） ･障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第65 号）	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ⅱ－2）

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 総務課調査室、総務課信用制度参事官室、総務課ADR室、市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課 証券取引等監視委員会事務局 総務課
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。	目標設定の考え方・根拠	金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。 これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日） ・多重債務問題改善プログラム（19年4月20日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27年3月24日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29年3月30日） ・ギャンブル等依存症対策の強化について（29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定） ・保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（30年3月30日成立） 等
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること	政策評価実施予定時期	平成31年6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 [主要] 利用者保護のための制度整備の進捗状況			所要の政令・内閣府令の整備等	30年度	引き続き、利用者保護に向けた制度整備を図ることが重要であるため。
2 [主要] 預金取扱金融機関における更なる態勢整備			必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	30年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。

	3	[主要] 保険会社等における更なる態勢整備	「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、分かりやすい情報提供を通じ、より良い保険商品・サービスの提供を競い合うよう促していく	30年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、保険会社等による「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、より良い保険商品・サービスの提供を競い合うよう促すことが重要である から、そうした観点からモニタリングを行うことを指標として選定した。
	4	[主要] 金融商品取引業者等における更なる態勢整備	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	30年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。
	5	[主要] 貸金業者における更なる態勢整備	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	30年度	資金需要者等の保護が図られるためには、貸金業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。
	6	[主要] 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	30年度	金融サービスの利用者保護が図られるためには、前払式支払手段発行者及び資金移動業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。
	7	[主要] 無登録業者に対する適切な対応	無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	30年度	無登録業者等による未公開株投資詐欺等の被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
	8	[主要] 法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の実施状況	検査・監督対応において法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行う	30年度	適格機関投資家等特例業務届出者による法令違反行為等に係る被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。

9	相談室相談員の研修受講状況	５回	29年度	５回	30年度	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員に対し研修を継続して実施する必要があることから、測定指標として選定し、前年度実績を維持し継続して行う必要があると考える。
10	金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	２回	29年度	２回	30年度	金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行うために、金融トラブル連絡調整協議会の定期的な開催が必要となるため。 23年２月開催の金融トラブル連絡調整協議会において、委員間で半年に１回程度のペースにて開催することについて合意された。
11	財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）	650回	29年度	650回	30年度	「多重債務問題改善プログラム」において、国は自治体における取組みのバックアップをすることとされており、各財務局に管内自治体の相談員等向けの研修を通じて、自治体の相談体制の強化を図ることが重要であることから、測定指標として選定した。
12	財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況	1723 （99%）	29年度	1723 （99%）	30年度	「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、国及び自治体の多重債務相談窓口の整備・強化を図る必要があることから、測定指標として選定した。
13	多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況	ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう連携の構築等を図る.		30年度		ギャンブル等依存症対策を多重債務対策にもつなげるためには、それぞれの相談窓口等が適切に連携すること等が重要であることから、測定指標として選定した。
14	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う。		30年度		インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の一層の向上に向けた取組みが重要であることから、そうした取組みを促すよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。
15	不正利用口座への対応状況	金融機関において利用停止等の措置を実施。		30年度		振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の被害の防止のためには、金融機関が口座不正利用に伴う利用停止等の措置を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
16	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度の周知徹底を図る。		30年度		振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、被害者への返金状況等の把握を行うとともに、官民一体による返金制度の周知徹底を図ることが重要であることから、測定指標として選定した。
17	多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う。		30年度		「多重債務問題改善プログラム」において、国は相談窓口の周知に努めることとされていることから、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者が相談窓口を確実に認知できるよう、インターネット広告等をはじめとする広報媒体の多様化や、多重債務者相談強化キャンペーンにおける集中的な広報活動等を行うことにより、効果的な広報活動に努める必要があるため、選定した。
18	財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況	相談窓口の整備・強化のための取組みを進めていく		30年度		「多重債務問題改善プログラム」において、国及び自治体の多重債務相談窓口の整備・強化を図ることとされていることから、相談窓口における相談件数を測定することにより相談状況を把握し、引き続き相談窓口の整備・強化のための取組みを進めていくことが重要であると考えため、選定した。
19	仮想通貨交換業の適正化に向けた対応状況	業者における実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保のほか、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、必要な制度的対応の検討等に取り組む。		30年度		仮想通貨（暗号資産）にかかる価格の乱高下や新たな取引の登場、顧客からの預り資産の外部流出事案の発生等、仮想通貨（暗号資産）を取り巻く内外の環境は急速に変化している。こうした中、イノベーションに配意しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業の適正化を図っていくことがより重要となっているため。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
		27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1)	貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	16（7）	6（4）	4	11	5	貸金業主任者登録を行う際に、申請者の本籍所在地の市区町村及び東京地方検察庁に対し、犯歴照会を行うもの。	0006
(2)	貸金業者情報検索サービス運用経費	8（8）	10（10）	5	4	5	金融庁ウェブサイトにおいて、貸金業法に基づき登録を受けている財務局・都道府県登録の貸金業者の登録を検索できるサービス。	0006
(3)	検査等一般事務費【再掲（施策Ⅲ-1）】	−	−	−	−	7,8	金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うもの。	−
(4)	証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）【再掲（施策Ⅲ-1）】	−	−	−	−	7,8	有価証券報告書等の虚偽記載等に係る開示検査や無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うもの。	−
(5)	証券取引等監視委員会一般事務費【再掲（施策Ⅲ-1）】	−	−	−	−	7,8	海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。	−
(6)	デジタルフォレンジック関連システム運用経費【再掲（施策Ⅲ-1）】	−	−	−	−	7,8	電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業（デジタルフォレンジック）を行うためのもの。	−
(7)	インターネット巡回監視システム運用経費【再掲（施策Ⅲ-1）】	−	−	−	−	7,8	インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。	−
(8)	金融サービス利用者相談室職員に対し継続して研修を実施	0.5（0.4）	0.7（0.5）	0.9	0.7	9	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員研修を継続して実施するもの。なお、経費については開発研修室一括計上をしている。	−
(9)	金融トラブル連絡調整協議会等の開催	0.4（0.2）	0.4（0.2）	0.4	0.4	10	金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。	0007
(10)	振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費	3（3）	0	0	0	16	振り込め詐欺救済法に係る制度の広報の実施。	0007
(11)	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9（8）	8（7）	9	19	17	多重債務者相談窓口周知のためのポスター及びリーフレットの作成及び配布、インターネット広告の実施。	0007
(12)	貸付自粛制度の推進に必要な経費	−	−	−	9	5	国が取り組むギャンブル等依存症対策の一環として、日本貸金業協会が行う貸付自粛制度を活用し、ギャンブル等依存症患者が多重債務に陥らないよう未然に予防するためのもの。	0006
施策の予算額・執行額		37（27）	25（22）	19		施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	特になし	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ⅲ－1）

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総合政策局 総務課審判手続室 企画市場局 市場課 監督局 証券課
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、タイムリーな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。	目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。（実施計画 施策Ⅰ－1②参照） 【根拠】 ・金融商品取引法第26条、第177条、第210条　等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期） ・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～（平成30年9月26日）
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	政策評価実施予定時期	平成31年6月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1 [主要] タイムリーな市場監視、監視手法や着眼等の改善	マクロ的な視点に基づく情報収集・分析等を実施	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、マクロ的な視点に基づく情報収集・分析等を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。
2 対外的な情報発信の実施	市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から対外的に情報発信を実施	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から対外的に情報発信を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。
3 [主要] 迅速・効率的な取引調査の実施	事案が大型化・複雑化している中で、迅速・効率的な取引調査を実施	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、事案が大型化・複雑化している中で、迅速・効率的な取引調査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。
4 [主要] 迅速・効率的な開示検査の実施	正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。

5	課徴金制度の適切な運用	我が国市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用することが重要であることから、測定指標として選定した。
6	[主要] 海外当局との連携	海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化していくことが重要であることから、測定指標として選定した。
7	[主要] 効果的な犯則調査の実施	重大・悪質な事案について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、重大・悪質な事案について、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確な刑事告発を行う等、厳正に対処することが重要であることから、測定指標として選定した。
8	根本原因の究明等	行政処分の勧告等を行うだけでなく問題の全体像を把握、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し再発防止を図るとともに、改善意欲が高くない者にも効果的な手法について関係機関等とも連携・模索	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、行政処分の勧告等を行うだけでなく問題の全体像を把握、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し再発防止を図るとともに、改善意欲が高くない者にも効果的な手法について関係機関等とも連携・模索していくことが重要であることから、測定指標として選定した。
9	市場規律強化に向けた取組み	国際機関、海外当局や市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者との間で意見交換等を幅広く推進し、市場規律強化に向けた取組みを実施	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、国際機関、海外当局や市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者との間で意見交換等を幅広く推進し、市場規律強化に向けた取組みを実施することが重要であることから、測定指標として選定した。
10	市場監視におけるITの活用及び人材の育成	市場監視システムにおけるITの更なる活用、人材の育成を推進	30年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場監視システムにおけるITの更なる活用、人材の育成を推進していくことが重要であることから、測定指標として選定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
	27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			

(1)	証券取引等監視委員会一般事務費	18 (13)	21 (15)	33 (27)	33	2,6,9	・海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。	－
(2)	証券取引等監視経費 （証券取引審査経費）	1 (0.6)	1 (2)	2 (1)	2	1,8	・金融・資本市場に関する様々な情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について取引審査を行うためのもの。	－
(3)	インターネット巡回監視システム運用経費	14 (14)	13 (12)	12 (12)	13	1,3,4,7	・インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。	0008
(4)	情報収集・分析態勢強化経費	11 (11)	14 (13)	17 (14)	17	1	・問題事案の早期発見や投資家被害の拡大防止のため、一般投資家等から幅広く情報収集するためのもの。	0008
(5)	証券取引等監視経費 （課徴金調査等経費）	46 (33)	39 (31)	42 (34)	41	3,4,8	・不公正取引や有価証券報告書等の開示書類の提出者等に対する調査・検査を行うためのもの。	－
(6)	課徴金制度関係経費	3 (2)	3 (0.7)	3 (0)	3	5,8	・金融商品取引法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するためのもの。	0009
(7)	証券取引等監視経費 （犯則調査経費）	80 (29)	59 (31)	48 (18)	40	1,7,8	・不公正取引等のうち重大で悪質なものについて厳正に対処するため、犯則調査を行うためのもの。	－
(8)	情報収集・分析ツール運用経費	7 (7)	－	－	－	4	・効率的かつ効果的な検査を実施するため、検査先の選定等に当たり、多様な情報源から情報を収集するためのもの。	－
(9)	デジタルフォレンジック関連システム運用経費	49 (43)	45 (45)	64 (56)	61	1,3,4,7	・電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業（デジタルフォレンジック）を行うためのもの。	0008
(10)	検査等一般事務費	27 (8)	27 (12)	22 (14)	22	－	・金融商品取引業者などに対する証券検査を行うためのもの。	－
(11)	市場監視総合システム整備経費				115	1,10	・証券監視委の市場監視機能の技術的課題を分析し、課題解決に向けた新たな分析システムのグランドデザイン構築及びシステム整備に向けた実証実験等を行うためのもの。	－

施策の予算額・執行額	256 (161)	222 (162)	243 (176)	347	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	特になし

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ⅲ－2）

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	担当部局名	企画市場局 　企業開示課 総合政策局 　IFIAR戦略企画室、総務課審判手続室 公認会計士・監査審査会
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。	目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。こうした観点に立って、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組みを行う。 【根拠】 ・「未来投資戦略2018」（30年６月15日閣議決定） ・「未来投資戦略2017」（29年６月９日閣議決定） ・「日本再興戦略2016」（28年６月２日閣議決定） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（30年9月26日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年６月28日） ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年３月８日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30年7月５日）
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	政策評価実施予定時期	平成31年6月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要] 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取組みの進捗状況	報告書を踏まえた必要な取組みを実施	30年度	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、建設的な対話に資する情報開示の促進のため、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における提言を踏まえた取組みを進める必要があることから、測定指標として設定した。
2	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	30年度	市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き、金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保していくことが重要であることから、測定指標として選定した。
3	[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上	国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組みを推進	30年度	企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組みを実施することが重要であることから、測定指標として選定した。
4	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施状況	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組みを実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化	30年度	適正な会計監査の確保のため、態勢整備に向けた取組みを行う必要があることから、測定指標として選定した。

5	監査基準の改訂を踏まえた制度整備状況	監査報告書の透明化に係る所要の内閣府令等の整備	30年度	適正な会計監査の確保のため、監査報告書の透明化に係る内閣府令の改正等の制度整備を行う必要があることから、測定指標として選定した。
6	[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施	30年度	適正な会計監査を確保するためには、公認会計士・監査法人等に対して、適切な検査・監督を実施する必要があることから、測定指標として選定した。
7	優秀な会計人材確保に向けた取組みの実施状況	優秀な会計人材確保に向けた取組みを実施	30年度	優秀な会計人材確保に向けて、各種の広報活動を実施することが重要であると考えられることから、測定指標として選定した。

測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
8	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（システムの保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）	100%	29年度	99.9%	30年度	投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率を測定指標として選定した。また、システムの安定運用に努めるため、目標とするサービスレベルを99.9%とした。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額） 27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	当初予算額 30年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
(1)	有価証券報告書等電子開示システム経費（運用）	–	199 (94)	517 (488)	488	8	平成29年３月に稼働した第４世代EDINETの安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	0010
(2)	有価証券報告書等電子開示システム経費（開発）	83 (61)	–	92 (65)	59	8	EDINETの企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発や検討等を行うもの。	0010
(3)	制度改正等へ対応するための経費	13 (8)	11 (0)	11 (11)	11	8	金融商品取引法の企業内容等の開示に係る制度改正等に対応するために、EDINETのシステム改修を行うもの。	0010
(4)	有価証券報告書等電子開示システム経費（開発・補正）	–	407 (246)	–	–	8	EDINETにおいて、コーポレート・ガバナンスに係る項目及びIFRS基準で作成された財務諸表等を効率的に2次利用するための対応等を行うもの（補正予算）。	–
(5)	有価証券報告書等電子開示システム緊急整備経費	2185 (2166)	–	–	–	8	新たなセキュリティ侵害の増加を受け、EDINETにおける情報セキュリティ対策の一層の強化を図り、システムの安全性・安定性を高めることを目的とした対応を行うもの（補正予算）。	–

(6)	有価証券報告書等電子開示システム経費（運用）	568 (568)	568 （561）	–	–	8	平成29年３月まで稼働していた第３世代EDINETの安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	–
(7)	公認会計士試験実施経費	76 (58)	68 (57)	72 (58)	75	7	公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。	0012
(8)	企業財務諸制度調査等経費	28 (35)	27 (25)	23 (21)	23	3	国際会計基準の議論に関しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。	0011
(9)	懲戒処分経費（参考人等旅費）	0.2 (0)	0.2	0.2	–	6	公認会計士・監査法人に懲戒処分等事由に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、対象の公認会計士・監査法人のほか、参考人等に出頭を求めることもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。	–
(10)	課徴金制度関係経費	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1	6	公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。	0009
(11)	監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	32 (20)	31 (19)	30 (13)	32	4,6	・公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費（金融機関等検査旅費）。 ・国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費[職員旅費（外国旅費）、金融機関等検査旅費。	–
(12)	諸外国における公認会計士・監査制度の実態調査経費	3 (1)	–	–	–	4,6	欧米主要国をはじめとする諸外国の公認会計士・監査制度を把握するために必要な経費。	–
施策の予算額・執行額		–	–	747	698	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「未来投資戦略2018」（30年６月15日閣議決定） ・「未来投資戦略2017」（29年６月９日閣議決定） ・「日本再興戦略2016」（28年６月２日閣議決定）	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（施策Ⅲ－3）

施策名	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	担当部局名	企画市場局 　市場課、企業開示課 総合政策局 　総合政策課 監督局 　銀行第一課、証券課 証券取引等監視委員会事務局	
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う	目標設定の考え方・根拠	市場機能の強化に向けて、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みの支援、総合取引所の早期実現に向けた関係者への働きかけ等を行う。 信頼性の高い市場インフラの構築に向けて、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す。 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（27年８月７日設置）等における議論・検討を通じて、コーポレートガバナンス改革の更なる深化を図っていく。 資本市場の活性化や安定的な資産形成の実現に向けて、資産運用業の高度化を目指す。 加えて「未来投資戦略2018」（30年６月15日閣議決定）を踏まえ、金融業の拠点開設サポートデスク(Financial Market Entry Consultation Desk)において、引き続き、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくなど、グローバルな金融機関の集積による市場活性化を促進する。 【根拠】 ・「未来投資戦略2018」（30年６月15日 閣議決定） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（30年９月26日） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（28年12月22日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（29年５月29日改訂） ・「コーポレートガバナンス・コード」（30年６月１日改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（30年６月１日） ・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告（30年６月13日）	
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること		政策評価実施予定時期	平成31年6月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1	[主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みの状況	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、投資家及び企業の取組みの状況を検証し、結果を公表する	30年度	企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の深化が重要であるため指標を設定した。
2	[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組みの状況	資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から総合的な検討・取組みを進めるとともに、投資運用業者の高度な業務運営態勢の確立に向けて取り組む	30年度	資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であるため指標を設定した。
3	[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況	「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応	30年度	「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談に適切に対応し、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくことが、東京国際金融センターを推進する観点で重要であることから測定指標として設定した。
4	市場機能強化に向けての施策の推進状況	決済期間短縮化、総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組みの支援等を行う	30年度	市場機能強化のための制度・環境整備の一環として証券決済期間の短縮化に向けた市場参加者による取組みの促進、総合取引所の早期実現に向けた取組みの促進等について、実施することが重要であるため指標を設定した。
5	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組みの状況	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す	30年度	信頼性の高い市場インフラの構築及び市場の利便性向上のため必要であることから測定指標として設定した。
6	金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組みの状況	全銀協TIBOR改革が定着し、全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務が適正に実施されているかを引き続き確認していくなど、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく	30年度	金融指標の信頼性・透明性の維持・向上のため必要であることから測定指標として設定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
	27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1) コーポレートガバナンスの更なる推進に係る事業	−	18	18	21	1	投資家側と会社側双方から、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上が促されるよう、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、コーポレートガバナンス改革の深化に向けて、必要な施策を議論・検討し、積極的な対外発信を行う。	0015
(2) 店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム関連経費	40	40	29	118	5	平成22年５月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステム構築・運営を行うもの。	0013
(3) 英語発信力強化のための経費	69	56	50	46	3	英語ワンストップ窓口において、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付けるための体制整備、金融関係法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の作成・公表等、英語発信力強化のための取組みを行う。	0014
(4) 世界の主要国際金融センター等における競争力強化に係る調査研究事業費等	11 (0)	4 (4)	8	8	3	海外の主要な国際金融センターにおける競争力強化のための制度・取組みについて調査研究等を行うもの。	0014
(5) 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組みのための経費	−	−	0.2	0.2	4	不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け、関係省庁・業界団体等と連携しヘルスケア事業者向けの説明会を実施するもの。	−
施策の予算額・執行額	−	−	104	204	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「未来投資戦略2018」（30年６月15日 閣議決定）	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（横断的施策－１）

施策名	IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	担当部局名	企画市場局 　総務課信用制度参事官室、調査室 総合政策局 　総合政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室、フィンテック室、リスク分析総括課
施策の概要	IT 技術の進展等に伴うデジタライゼーションの加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組みを進める。	目標設定の考え方・根拠	デジタライゼーションの動きが加速的に進展していく中、ITを活かして決済等の金融サービスを切り出し（アンバンドリング）、eコマース等の業務と部分的に組み合わせる（リバンドリング）など、フィンテック企業に代表される新しいプレイヤーが、金融分野に進出してきている。また、情報の蓄積・分析が量・質ともに飛躍的に増加・向上し、情報の利活用が進展してきており、ビジネスが革新的に変わる可能性が出てきている。 このようにデジタライゼーションが加速的に進展する中、新しいプレイヤーによるイノベーションが進展しやすい環境を整備していくとともに、既存の金融機関も、新しいプレイヤーとの協働・連携や競争を通じて、ビジネスモデルを変革し、利用者利便を向上していくことが重要である。 以上を踏まえ、以下の11の施策に取り組んでいく。 ① 情報の蓄積と利活用 ② 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護 ③ デジタライゼーションに対応する情報・金融リテラシー（実施計画 施策Ⅱ－１⑤参照） ④ 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化 ⑤ 金融行政のデジタル化（実施計画 横断的施策－３⑤、施策Ⅲ－２③、施策Ⅰ－1②参照） ⑥ 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進 ⑦ オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進 ⑧ 国際的なネットワーク ⑨ デジタライゼーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等 　の推進 ⑩ サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応 ⑪ これらの課題を実現するための機能別・横断的法制 【根拠】 ・「未来投資戦略2018」（30年６月15日閣議決定） ・金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告－決済高度化に向けた戦略的取組み－」（27年12月22日） ・金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告－オープン・イノベーションに向けた制度整備について－」（28年12月27日） ・金融審議会「金融制度スタディ・グループ中間整理－機能別・横断的な金融規制体系に向けて－」（30年６月19日） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（30年９月26日）等
達成すべき目標	デジタライゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。	政策評価実施予定時期	平成31年6月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1 [主要]IT技術の進展等に対応した制度面での対応についての検討状況	金融審議会において審議	29年度～	IT技術の進展等に対応して、制度面での対応について着実に検討していく必要があるため。
2 XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数	XML電文への全面的移行に向けて、着実に取り組む	29年度～	企業の財務・決済プロセス全体のシームレスなIT処理化やそれを通じた企業活動の効率化・生産性向上を実現するためには、商流情報が電子的に授受できる環境を整備することが重要であるため。
3 [主要]オープンAPIを導入した金融機関数	80行	32年度	フィンテック等を通じた金融イノベーションを促進していくためには、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション（連携・協働）を進めていくことが重要であるため。
4 [主要]FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブで受け付けた相談への対応状況	FinTechサポートデスクで受け付けた相談及びFinTech実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応	30年度	国内でのフィンテックの動きを前広に把握するとともに、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応していく必要があるため。
5 FinTech Innovation Hubによるヒアリング実施件数	100社	30年度	フィンテック企業や金融機関等によるイノベーション促進及び利用者利便の向上を図るためには、積極的な個別ヒアリングによりニーズや課題を抽出していくことが必要であるため。
6 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数	80社	30年度	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、多数の金融機関が参加することにより、参加金融機関及び金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げが図られると考えられるため、指標を設定した。
7 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施	30年度	内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、情報セキュリティに関する情報を金融機関に提供することが、金融機関の情報セキュリティ対策の向上に資すると考えられるため、指標を設定した。
8 オンラインで完結する本人確認方法に係る制度の検討状況	犯罪収益移転防止法施行規則改正	30年度	諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在せず、フィンテックビジネスに支障をきたしているとの指摘があることから、制度の見直しを行う必要があるため。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
	27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1) 金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費	13 (9)	45 (26)	65	65	6	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に官民一体となって取り組むことにより、金融システム全体の強靭性を向上させるための経費	0016
(2) フィンテック関係経費	－	－	－	67	1,2,3,5	ITの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応し、フィンテックによる金融イノベーションの促進を通じて、利用者利便の向上や企業の成長力強化を実現し、我が国経済・金融の発展につなげていくための経費	0001
施策の予算額・執行額	13 (9)	45	65	65	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（横断的施策－2）

施策名	業務継続体制の確立と災害への対応	担当部局名	総合政策局 総務課、秘書課、秘書課管理室、総合政策課金融サービス利用者相談室 企画市場局 市場課 監督局 総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、銀行第二課地域金融企画室、証券課
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。 また、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨からの復旧・復興に向けて、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。	目標設定の考え方・根拠	を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。 【根拠】 ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（26 年3月28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年3月28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年6月7日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年3月31 日） ・国土強靭化アクションプラン2016（28年5月24日国土強靭化推進本部決定） ・国土強靭化基本計画（平成26年6月3日閣議決定） ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～（30年9月26日） ・東日本大震災からの復興の基本方針（23年7月29日） ・平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30年8月2日）

達成すべき目標	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること	政策評価実施予定時期	平成31年6月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	30年度	業務継続体制の充実・強化のためには、業務継続計画等を継続的に検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。
2	[主要] 災害等発生時に備えた訓練	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	30年度	関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。

3	[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施	訓練の実施	30年度	業界横断の業務継続訓練を毎年度実施することにより、態勢の実行性の向上を図るとともに、各行の対応状況を比較し、対応が遅れている銀行の底上げを図るため、指標を設定した。
4	個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	30年度	ガイドライン及び機構の積極的な活用により、東日本大震災による被災者（事業者及び個人）の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地域の本格的な復興に資することが期待されるため、指標を設定した。
5	金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	金融機能強化法（震災特例）について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	30年度	将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。
6	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	30年度	当該ガイドラインの積極的な活用により、自然災害による被災者（事業者及び個人）の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地の復興に資することが期待されるため、指標を設定した。
7	被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置	30年度	各種災害発生時に、フリーダイヤルで被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等とのお取引に関する相談に応じることは、被災者支援の観点から重要であるため、指標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
		27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1)	個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費	203 (14)	102 (3)	24	7	4	東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者（個人債務者）が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士等費用（報酬及び実費（郵送、交通、宿泊に要する費用））の補助。	復興特会 0026
(2)	被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費（旅費以外）	20 (17)	17 (17)	8	5	4	東日本大震災の被災地における、被災者支援施策の周知・広報。	復興特会 0026
(3)	被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費（旅費）	0.9 (0.2)	0.9 (0.1)	0.6	0.2	4	東日本大震災の被災地における、被災者支援施策の周知・広報に係る旅費。	復興特会 0026
(4)	自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費	-	104 (87)	58	31	6	自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者（個人債務者）が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等（報酬及び実費（郵送、交通、宿泊に要する費用））の補助。	0017
(5)	自然災害による被災者の債務整理支援に係る周知広報に必要な経費	-	13 (12)	13	9	6	自然災害の被災地における、被災者支援施策の周知・広報に係る旅費。	0017

(6) 災害フリーダイヤル経費	-	0.5 （0.3）	2	0.5	7	平成28年熊本地震の被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等とのお取引に関する相談に応じるための経費。	―
施策の予算額・執行額	223.9 （31.2）	237.4 （119.4）	105.6	52.7	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	特になし	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（横断的施策－３）

施策名	その他の横断的施策	担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室、秘書課情報化統括室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
施策の概要	金融行政について、横断的に関係する施策の実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。 基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。	目標設定の考え方・根拠	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。 また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018（30年６月15日閣議決定） ・G20ハンブルクサミット首脳声明（29年７月７日・８日採択） ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年２月策定） ・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（29年５月30日閣議決定） ・サイバーセキュリティ戦略（27年９月４日閣議決定）
達成すべき目標	世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。	政策評価実施予定時期	平成31年６月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1 ［主要］ 世界共通の課題の解決への貢献	金融規制改革を含む国際的な議論への貢献、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応における国際的な議論・連携、第４次FATF対日相互審査も踏まえた本邦金融機関の態勢強化	30年度	左記を確認することにより、国際的な議論への参画・貢献を通じた目標の達成状況を把握することができるため、測定指標として設定した。
2 ［主要］ 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化	30年度	左記を確認することにより、海外金融当局との連携や新興国に対する技術協力を通じた目標の達成状況を把握することができるため、測定指標として設定した。

	3	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	30年度	「規制改革実施計画」等に盛り込まれた規制・制度改革事項等について、検討を行い、規制・制度改革を推進する必要があるため。
	4	ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る	30年度	・金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するためには、法令解釈等を速やかに確認できることが望ましく、当庁としてこれを後押しする観点からも、ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応として、正確性のみでなく迅速性にも配慮した取り組みを行っていくことが有益であると考えられるため。
	5	「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進	「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進	34年度	「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29 年5月30 日閣議決定）において、政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウを活かしつつ、官民データの流通等に資する新たな取組みを推進するため、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29 年5月30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、各府省において中長期計画として「デジタル・ガバメント中長期計画」を策定した（平成30年6月29日各府省CIO連絡会議決定）。当庁においても本計画を当庁のIT分野における総合戦略と位置付けており、本計画を着実に推進する必要があるため。
	6	情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施	情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策の実施	30年度	「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化を一層進めるほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図るなど、更なる取組みを推進するため、目標として選定した。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
		27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1)	金融政策推進に必要な経費 ーアジアの金融インフラ整備支援事業（23年度） ーグローバル金融連携センター設置・運営（26年度）	169 (89)	133 (83)	161 (128)	131	2	・新興国に対して金融分野の技術協力を行うために必要な金融当局間協議・現地調査等に要する経費。 ・「グローバル金融連携センター」（GLOPAC）の運営（新興国の金融当局職員の受入や研修プログラムの提供）等に要する経費。	0019
(2)	経済協力に必要な経費 ー新興市場国を対象とした金融行政研修（10年度） ー国際開発金融機関協力経費（14年度）	119 (116)	124 (121)	131 (128)	137	2	・新興市場国の金融当局職員を対象とした研修の提供等に要する経費。 ・経済協力開発機構（OECD）・証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）が実施する新興国との技術協力に要する経費（拠出金）。	0018
施策の予算額・執行額		288 (205)	257 (204)	292 (256)	268	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・未来投資戦略2018（30年6月15日閣議決定） ・G20ハンブルクサミット首脳声明（29年7月7日・8日採択）	

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（金融庁の行政運営・組織の改革－１）

施策名	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	担当部局名	総合政策局 総務課、総合政策課、総合政策課研究開発室、組織戦略監理官室、総務課広報室、秘書課、秘書課管理室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。	目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。 【根拠】 ・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～（平成30年９月26日） ・当面のガバナンス基本方針（平成30年７月４日）
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上	政策評価実施予定時期	平成31年６月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1 ［主要］ 各種有識者会議の積極的活用	有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映	30年度	有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されることが重要である。金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として新たに取り組むべき重要な課題についての議論を定期的に実施することが必要であることから、左記測定指標を選定した。
2 ［主要］業務改善とガバナンスに通暁した専門家による金融行政に対する外部評価の実施	外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映	30年度	業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を毎年実施し、検査・監督などの金融行政の質の向上を図ることが重要であることから、左記測定指標を選定した。
3 ［主要］ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数	対前年度比増加	30年度	・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数の増加は、当庁の施策等についての関係者への広がりを示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。

4	[主要] 調査研究分析成果物の公表件数	金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を公表	30年度	・金融行政に参考となるテーマについて、学界や産業界の有識者に調査研究を委嘱し、金融行政上の課題に関して、当庁担当部署と緊密な連携の上深く調査分析を行ってもらう。その結果を金融庁のウェブを通して国内外に発信する。こうしたことを通じて、我が国の金融行政を洗練させていく一助とする。 ・左記目標の達成度合いを測定する指標として、「調査研究分析成果物の公表件数」が妥当と考える。
5	コンファレンス・勉強会等の開催件数	コンファレンス・勉強会等を定期的に開催	30年度	・コンファレンス・勉強会等を定期的に開催し当庁職員の知見・先見性向上を図るとともに、産・官・学のネットワークの更なる強化を図る。 ・左記目標の達成度合いを測定する指標として、「コンファレンス・勉強会等の開催件数」が妥当と考える。
6	政策オープンラボの設置	職員一人ひとりが政策形成に参加する機会の拡充	30年度	・外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提案の枠組みを設け、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充する。 ・左記目標の達成度合いを測定する指標として、「政策オープンラボの設置」が妥当と考える。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
		27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	30年度（百万円）			
(1)	研究論文執筆関係経費 国際コンファレンス経費、 金融研究会関係経費等	13 (1)	9 (2)	10 (1)	10	4, 5	・金融行政に参考となるテーマについて、学界や産業界の有識者に調査研究を委嘱し、金融行政上の課題に関して、当庁担当部署と緊密な連携の上、深く調査分析を行ってもらう。その結果を金融庁のウェブを通して国内外に発信する。執筆謝金の発生。 ・コンファレンス・勉強会等を定期的に開催し当庁職員の知見・先見性向上を図るとともに、産・官・学のネットワークの更なる強化を図る。勉強会謝金等の発生。	―

施策の予算額・執行額	27年度	28年度	29年度	30年度	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	
	13 (1)	9 (2)	10 (1)	10		特になし

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（金融庁の行政運営・組織の改革－２）

施策名	検査・監督の見直し	担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善する。	目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（最低基準（ミニマム・スタンダード）が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか（ベスト・プラクティス））、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか）と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」（平成30年６月29日）を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」（平成30年６月29日） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（30年９月26日）

達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること。	政策評価実施予定時期	平成31年６月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	① ［主要］「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った検査・監督への移行のための個別の分野における検査・監督の方針の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況	「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践し、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること	30年度	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践し、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善することが重要であるため。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額） 27年度（百万円）	28年度（百万円）	29年度（百万円）	当初予算額 30年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
－	－	－	－	－	－		－

施策の予算額・執行額	－	－	－	－	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	特になし

平成30年度実施施策に係る事前分析表

金融庁30（金融庁の行政運営・組織の改革－３）

施策名	金融行政を担う人材育成等	担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室
施策の概要	人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。	目標設定の考え方・根拠	金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に継続的に貢献していくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質も不断に向上させていくことが必要であり、そのためには、金融庁の組織文化（カルチャー）の改革が不可欠である。（実施計画 金融庁の行政運営・組織の改革－１④参照） 【根拠】 ・変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）（30年９月26日） ・金融庁の改革について（30年７月４日） ・当面の人事基本方針（30年７月４日）
達成すべき目標	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく。	政策評価実施予定時期	平成31年６月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要]職員の多面的な人事評価の実施・活用状況	公正な人事の実現	30年度	・ 組織文化の変革を進める上では、公正な人事の実現が必要であり、そのためには、総合的な人事情報を把握・蓄積して多面的な評価を行い、これを人事配置や育成に活用する必要があることから、測定指標として設定した。
2	[主要]能力主義に基づく任用の実施状況	新たな行政課題に的確に対応できるリーダーの育成	30年度	・ 組織文化の変革を進める上では、新たな行政課題に的確に対応できるリーダーの育成が不可欠であり、そのためには、各職階に求められる能力（コンピテンシー）の充足度合いに基づく任用や、働きぶりを重視した登用など、能力主義に基づく任用を行う必要があることから、測定指標として設定した。
3	[主要]専門分野における人材育成の実施状況	組織の専門性の向上	30年度	・ 組織文化の変革を進める上では、金融行政当局に求められる高い専門性を確保することが必要であり、そのためには、専門分野において、中長期的な行政課題に的確に対応していくために必要となる人材を計画的に育成する必要があることから、測定指標として設定した。
4	[主要]上司が部下にきめ細かく目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られるる環境整備のほか、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況	人材育成の実効性の向上	30年度	・ 組織文化の変革を進める上では、人材育成の実効性の向上が必要であり、そのためには、上司が部下にきめ細かく目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備のほか、職員のキャリア形成や成長を継続的に支援していく必要があることから、測定指標として設定した。
5	[主要]業務効率化や超過勤務縮減の実施状況	ワークライフバランスを実現する職場環境の整備	30年度	・ 組織文化の変革を進める上では、ワークライフバランスの実現が必要であり、そのためには、業務効率化や超過勤務縮減に取り組む必要があることから、測定指標として設定した。
6	[主要]人事改革の進捗状況の検証・公表状況	人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルの構築	30年度	・ 組織文化の変革を進める上では、人事改革を定着・深化させることが必要であり、そのためには、人事改革の進捗状況について定期的に検証・公表し、更なる改善につなげる必要があることから、測定指標として設定した。

<table>
<tr><td>測定指標</td><td colspan="2">基準
基準年度</td><td colspan="2">目標
目標年度</td><td colspan="3">測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事務事業に関連する
予算等の項目</td><td colspan="3">予算額計（執行額）</td><td>当初予算額</td><td rowspan="2">関連する
指標</td><td rowspan="2">項目の概要等</td><td rowspan="2">平成30年
行政事業レビュー
事業番号</td></tr>
<tr><td>27年度
（百万円）</td><td>28年度
（百万円）</td><td>29年度
（百万円）</td><td>30年度
（百万円）</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>施策の予算額・執行額</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>施策に関係する内閣の重要政策
（施政方針演説等のうち主なもの）</td><td colspan="2">特になし</td></tr>
</table>